

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根拠条項	第59条第9項
処分の概要	運搬証明書の書換え
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法令の定め	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項（運搬証明書の書換え） 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条（運搬証明書の記載事項の変更の届出）
審査基準	
標準処理期間	2日
申請先	申請書は、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備考	